

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成 20 年 3 月 31 日
条例第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 17 の規定する条例で定める契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる物品を借り入れる契約であって、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的なもの

- ア 電子計算機、事務用機器又は通信機器
- イ ソフトウェア
- ウ 自動体外式除細動器

(2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの

- ア 前号に規定する賃貸借契約の対象となる物品の保守管理業務
- イ 葬祭施設の受付運営及び保守管理業務
- ウ 一般廃棄物処理施設の運転管理業務
- エ 一般廃棄物の収集運搬及び中間処理業務
- オ 施設の有人警備及び機械警備に係る業務
- カ 施設の清掃に係る業務

(契約の期間)

第3条 前条に規定する契約の期間は、6年以内とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。